

ハラスメント防止に関する基本方針

1. 基本方針

石原ケミカルは従業員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、すべての人権が尊重され、互いの信頼の下にその能力が十分に発揮できる職場環境の実現に向けた取り組みを徹底します。

2. ハラスメントの定義

パワーハラスメント

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。

セクシャルハラスメント

職場における性的な言動に対する他の役職員の対応等により、当該役職員の労働条件に関して不利益を与えること、または性的な言動により他の役職員の就業環境を害することをいう。

マタニティハラスメント

妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行い、就業環境を害することをいう。

3. 適用範囲

本方針は、石原ケミカルのすべての役職員（役員、正社員、嘱託社員、パート社員、無期雇用者、派遣社員）に対して適用されます。

また、当社の役職員以外の者や就職活動中の学生に対しても、ハラスメントに類する行為をおこないません。

4. 相談窓口及び対応

ハラスメントに関する相談・苦情及び通報窓口は総務部とし、その責任者は総務部長とします。

総務部長は相談者の人権に配慮した上で、必要に応じて、行為者、被害者、上司並びに他の役職員等に事実関係を聴取します。

5. 措置

ハラスメントの発生が明らかとなり、処分又は環境の改善を行うことが必要であると認められる場合は、会社は「ハラスメント防止規程」に基づき必要な処分等を行います。

また、被害者に対し、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。

6. 見直し・改善

ハラスメント防止対策について、定期的な見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

7. 教育

役職員は研修等によりハラスメントに関する知識や対応方法を身に付け、ハラスメント行為を発生させない・許さない企業風土づくりを目指します。

石原ケミカル株式会社
代表取締役社長 藤本 昭彦